

○鹿角市無形民俗文化財担い手育成事業費補助金交付要綱

令和5年3月29日訓令第53号

改正

令和7年3月24日訓令第40号

鹿角市無形民俗文化財担い手育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の無形民俗文化財の保存伝承と担い手育成を図るため、当該文化財を保存伝承する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ユネスコ無形文化遺産に登録された無形民俗文化財の保存団体、国指定重要無形民俗文化財の保存団体並びに県指定及び市指定の無形民俗文化財の保存団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が行う無形民俗文化財の担い手育成事業、用具等の保存修理及び新調事業、催行事業及び記録作成事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費
担い手育成事業	<ul style="list-style-type: none">・担い手の指導育成に要する講師謝礼・事業上必要な講師及びスタッフの交通費・事業上必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費・事業上必要な通信運搬費、広告料、衣装等クリーニング代手数料等・事業上必要な高速道路使用料や車両及び会場借上料等
用具等の保存修理及び新調事業	<ul style="list-style-type: none">・用具等の保存修理に要する経費・用具等の新調に要する経費
催行事業	<ul style="list-style-type: none">・催行事業の指導等に要する講師謝礼・事業場必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費・事業上必要な通信運搬費、広告料、衣装等クリーニング代手数料等・催行事業に必要な委託料・事業上必要な高速道路使用料や車両及び会場借上料等
記録作成事業	<ul style="list-style-type: none">・記録作成事業の指導等に要する講師謝礼・事業場必要な講師及びスタッフの交通費・事業場必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費・事業上必要な通信運搬費、広告料、衣装等クリーニング代手数料等・記録作成事業に必要な委託料・事業上必要な高速道路使用料や車両及び会場借上料等

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費から国及び県の補助金並びに民間団体の助成金の額を除いた額とし、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

(1) ユネスコ無形文化遺産登録団体 補助率は2分の1以内とし、限度額は年間200,000円とする。ただし、市長が特に認めるときは、限度額を超えて交付することができる。

(2) 国指定重要無形民俗文化財保存団体、県指定及び市指定の無形民俗文化財保存団体 補助率は3分の2以内とし、限度額は年間50,000円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 補助対象者が第1項各号のいずれにも該当する場合には、当該各号に掲げる補助金のいずれかに限り申請を行うことができる。

4 無形民俗文化財の担い手育成に係る市の他の補助事業の対象となる場合には、この補助金を重複して申請することはできない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める書類に事業計画書(様式第1号)及び収支予算書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第13条に定める書類に事業実績書(様式第1号)と収支決算書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和7年3月24日訓令第40号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第7条関係）

事業計画（実績）書

事業（活動）項目	実施時期	実施場所	内 容

※参加（予定）人員も記載のこと。

様式第2号(第6条、第7条関係)

収 支 予 算 (決 算) 書

収 入 の 部

(単位 円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差引増減額 (A-B) マイナス=△	備 考
計				

支 出 の 部

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差引増減額 (A-B) マイナス=△	備 考
計				

※根拠資料として見積書や領収書も添付すること。